

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第4号

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(倉吉市情報公開条例の一部改正)

第1条 倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第8条 前条の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の時期)</p> <p>第8条 前条の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 <u>実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>この項を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>残りの公文書について開示決定等をする期限</u></p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><u>第8条の2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。こ</u></p>	

の場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(公文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報を除く。）

(3) 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に

(開示の義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に該当する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9号に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報を除く。）

規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 略

(5) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 市、独立行政法人等又は他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 略

(3) 略

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(6) 市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 公営企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 略

3 略

(審査請求に係る諮問等)

第17条 実施機関（実施機関が公営企業の管理者である場合にあっては、市長。以下この章において同じ。）は、開示決定等又はその不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞なく、倉吉市情報公開審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）第1条に規定する倉吉市情報公開審査会に諮問しなければならない。この場合において、同法第9条第1項本文の規定は、同項ただし書の規定に基づき、適用しない。

3 略

(審査請求に係る諮問等)

第17条 実施機関（実施機関が公営企業の管理者である場合にあっては、市長。以下この章において同じ。）は、開示決定等又はその不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞なく、倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）第1条に規定する倉吉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合において、同法第9条第1項本文の規定は、同項ただし書の規定に基づき、適用しない。

(倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>倉吉市情報公開審査会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度の適正な運営を図るため、<u>倉吉市情報公開審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号。以下「公開条例」という。）<u>第17条第1項の規定による実施機関（公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。ただし、当該事項に係る事件の実施機関が公営企業の管理者である場合は、市長。次項において同じ。）の諮問に応じ、審査請求に関する事項について、調査及び審議をする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度に関する事項について調査をし、及び実施機関に意見を述べることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度</u>の適正な運営を図るため、<u>倉吉市情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、<u>次に掲げる事項について</u>、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号。以下「公開条例」という。）<u>第2条第1項又は倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（第1号又は第5号に掲げる事項について、当該事項に係る事件の実施機関が公営企業の管理者である場合には、市長。以下同じ。）の諮問に応じ、調査及び審議をする。</u></p> <p>(1) <u>公開条例第17条第1項の規定による審査請求に関する事項</u></p> <p>(2) <u>保護条例第6条第2項第8号及び第3条第2号の規定による個人情報の収集に関する事項</u></p> <p>(3) <u>保護条例第7条第7号の規定による個人情報の目的外利用等に関する事項</u></p> <p>(4) <u>保護条例第37条第1項の規定による審査請求に関する事項</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について調査をし、及び実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p>

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2・3 略

(調査審議手続の非公開)

第9条 略

(倉吉市議会の個人情報の保護に関する条例における保有個人情報等についての調査審議)

第10条 審査会は、第2条に掲げる所掌事務のほか、次に掲げる事項について、倉吉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年倉吉市条例第一〇二〇号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第1条に規定する議会の諮問に応じ、調査及び審議をする。

(1) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による審査請求に関する事項

(2) 議会個人情報保護条例第50条の規定による個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 前3条の規定は、前項第1号に掲げる事項についての調査及び審議について準用する。この場合において、第7条第1項中「公文書」とあるのは、「保有個人情報」と読み替えるものとする。

第11条・第12条 略

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書又は保有個人情報及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

(調査審議手続の非公開)

第9条 略

第10条・第11条 略

(倉吉市手数料条例の一部改正)

第3条 倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
略				略			
11の3	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し若しくは書面の交付又は倉吉市情報公開審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）第8条第1項（同条例第10条第2	略		11の3	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく写し若しくは書面の交付又は倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）第8条第1項の規定	略	

項において準用する 場合を含む。)の規定 による意見書等若し くは資料の写しの交 付	による意見書等若し くは資料の写しの交 付
略	略

(倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年倉吉市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協定の締結)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 前項の協定その他の書面には、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いに関する事項を規定するものとする。</u></p> <p>第11条 削除</p>	<p>(協定の締結)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(秘密保持義務)</u></p> <p>第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）の規定を遵守し、<u>個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。<u>指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(倉吉市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の倉吉市情報公開条例の規定は、施行日以後の開示請求について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。

(倉吉市情報公開・個人情報保護審査会の廃止及び倉吉市情報公開審査会の設置に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項の規定により倉吉市情報公開・個人情報保護審査会（次項及び次条において「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例による改正後の倉吉市情報公開審査会条例第3条第1項の規定による倉吉市情報公開審査会（次項において「新審査会」という。）の委員に委嘱されているものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審査会の委員の任期の残任期間とする。

2 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手續は、新審査会がした調査審議の手續とみなす。

(委員の守秘義務に関する経過措置)

第4条 旧審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

第5条 前条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(倉吉市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例による改正後の倉吉市手数料条例別表第1の11の3項の規定は、施行日以後に行われた交付の請求について適用し、同日前に行われた交付の請求については、なお従前の例による。

(倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例による改正後の倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第2項の規定は、施行日以後に締結する協定について適用し、同日前に締結する協定については、なお従前の例による。